

〈4〉 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法 人 名	対象損害	給 付 額	被共済者期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				

〈5〉 職 業

--

- | | | | |
|----------------|------------|------------|--------------|
| 1 専門的・技術的職業従事者 | 2 管理的職業従事者 | 3 事務従事者 | 4 販売従事者 |
| 5 農林業作業者 | 6 漁業作業者 | 7 採鉱・採石業者 | 8 運輸・通信従事者 |
| 9 技能工・生産工程作業者 | 10 単純労働者 | 11 保安職業従事者 | 12 サービス職業従事者 |
| 13 分類不能の職業 | 14 無職 | | |

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出してください。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
- 3 (1)は、狩猟免許の種別及び該当番号を○で囲んでください。
- 4 (3)の銃砲所持許可番号及び交付年月日は、同表に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。
- 5 (5)は、職業を枠内に具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲んでください。
- 6 申請者は、太枠欄には記入しないでください。
- 7 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

別記第12号様式中「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に、「狩猟免状等喪失等届」を「狩猟免状等亡失等届」に、「(喪失等届出)」を「(亡失等届出)」に、「
「

喪失し
盗取され
亡失し

」たので」を「(亡失し・滅失し・汚損し・破損し) たので」に、「鳥獣保護

及狩猟ニ関スル法律

第8条ノ2第1項
施行規則第32条第1項
施行規則第32条第2項

」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律施行規則〔第7条第12項(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証)・第7条第13項(従事者証)・第20条第6項(鳥獣飼養登録票)・第50条(狩猟免状)・第65条第10項(狩猟者登録証・狩猟者記章)〕に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第33条(第1項、第2項、第3項)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律〔第9条第9項(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証・従事者証)・第19条第6項(鳥獣飼養登録票)・第46条第2項(狩猟免状)・第61条第5項(狩猟者登録証・狩猟者記章)〕」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第14号様式の前に次の2様式を加える。

(4) 変更しようとする年月日	平成 年 月 日
(5) 変更の理由（具体的に記入してください）	
(6) 職業	
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職	
記載上の注意事項 1 狩猟者登録の変更登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出してください。 2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。 3 (1)及び(2)は、狩猟免許の種別及び該当番号を○で囲んでください。 4 (3)の銃砲所持許可番号及び交付年月日は、同表に掲げる銃砲の種類ごとに、主として使用する銃砲1丁について記載してください。 5 (6)は、職業を枠内に具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲んでください。 6 申請者は、太枠欄には記入しないでください。 7 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。	

別記第13号様式（第9条関係）

住所等変更届

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所

電話番号

氏 名

印

生年月日

職 業

下記のとおり（住所・氏名）の変更があったので鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律〔第46条第1項（狩猟免許）・第61条第4項（狩猟者登録証）・施行規則第7条第10項（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証）・施行規則第7条第11項（従事者証）・施行規則第20条第5条（鳥獣飼養登録票）〕の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 狩猟免許等の種別、交付年月日及び番号

種 平成 年 月 日 第 号

- 2

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

- 3 変更年月日（事実発生日）

平成 年 月 日

- 4 変更理由

（注）1 不要の文字は抹消してください。

2 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の規定に基づきなされている申請、請求又は届出は、施行後の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、請求又は届出とみなす。

